

## 議案第30号

### 大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する 条例案

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対し周辺住民等（第3条第1項に規定する周辺住民等をいう。）への説明義務を課し、」を「及び」に、「周辺地域」を「届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の周辺地域（以下単に「周辺地域」という。）」に、「防止し」を「防止し、並びに届出住宅に火災その他の災害が発生した場合における宿泊者及び周辺地域の住民の安全の確保を図るための措置の促進を図り」に改める。

第2条第3項中「（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）」を削る。

第4条の見出しを「（届出に必要な資料）」に改める。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条の見出しを「（届出等に係る公表）」に改め、同条第1項中「届出が」を「届出又は変更届が」に改め、同項第1号中「住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同項第2号中「届出住宅」を「届出住宅又は変更届に係る住宅」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 消防法令適合通知書の提出状況

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（宿泊者及び周辺地域の住民の安全の確保を図るための措置の促進）

第5条 届出予定者は、届出をする際、住宅宿泊事業を営もうとする住宅が消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防関係法令に適合していることを証する書面として市規則で定めるもの（以下「消防法令適合通知書」という。）を市長に提出しなければ

ならない。

- 2 住宅宿泊事業者は、法第3条第4項の規定による変更の届出（同条第2項第7号に掲げる事項（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）第4条第3項第8号から第10号までのいずれかに掲げる事項に限る。）の変更に係るものに限る。以下「変更届」という。）をする際、当該変更届に係る住宅に係る消防法令適合通知書を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出又は同条第4項の規定による変更の届出について適用する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

住宅宿泊事業を営もうとする住宅等に火災その他の災害が発生した場合における宿泊者及び周辺地域の住民の安全の確保を図るための措置を促進することを目的として、住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者等に対して当該住宅等が消防関係法令に適合していることを証する書面の提出を義務付けるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 (抄)

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者（以下「届出予定者」という。）に対し周辺住民等（第3条第**及び**

1項に規定する周辺住民等をいう。）への説明義務を課し、住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が遵守すべき事項等を定めることにより、住宅宿泊事業の実施による届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の周辺地域（以下単に「周辺地域」という。）の生活環境への悪影響を防止し、並びに届出住宅に火災その他の災害が発生した場合における宿泊者及び周辺地域の住民の安全の確保を図るための措置の促進を図り、もって住宅宿泊事業を営む者の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第2条 省 略

2 省 略

3 届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の敷地が実施制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が実施制限区域内にあるときは、当該届出住宅は、実施制限区域内にあるものとみなす。

(提出資料 )  
届出に必要な資料

第4条 省 略

(宿泊者及び周辺地域の住民の安全の確保を図るための措置の促進)

第5条 届出予定者は、届出をする際、住宅宿泊事業を営もうとする住宅が消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防関係法令に適合していることを証する書面として市規則で定めるもの（以下「消防法令適合通知書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、法第3条第4項の規定による変更の届出（同条第2項第7号に掲げる事項（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）第4条第3項第8号から第10号までのいずれかに掲げる事項に限る。）の変更に係るものに限る。以下「変更届」という。）をする際、当該変更届に係る住宅に係る消防法令適合通知書を市長に提出しなければならない。

（届出に係る公表）  
届出等

第5条 市長は、届出又は変更届があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする  
第6条

る。

(1) 届出番号（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）第4条第7項の届出番号をいう。）

(2) 届出住宅又は変更届に係る住宅の所在地

(3) 省 略

(4) 消防法令適合通知書の提出状況

(4) 省 略

(5)

2 省 略

第6条－第9条 省 略  
第7条 第10条